

電話機設置状況アンケート

集計結果

2018年9月～11月実施

(一財)大阪府老人クラブ連合会
SC大阪女性部会



目次

◆アンケートの目的・質問内容	1～4
◆老人クラブ会員へのアンケート集計結果	5～10
◆その他の具体的な理由	11～14
◆これからの課題	15

老人クラブ会員へのアンケート集計結果

2018年9-11月実施

2018/12/20

一般財団法人大阪府老人クラブ連合会

【調査項目】

○性別 ○年齢

1. 固定電話の有無

2. 迷惑電話対策の有無

3. 対策をとっている人の対策法

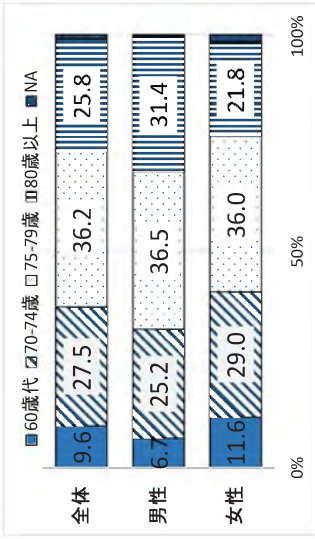
4. 対策をとっていない人へ、とらない理由と今後取り入れたらいい対策方法

【対策地域・集計対象者数】

○調査対象は、38市町村

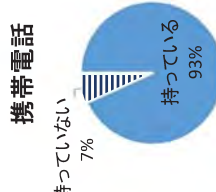
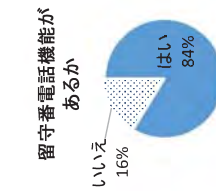
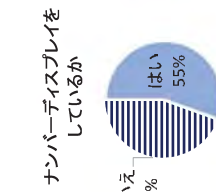
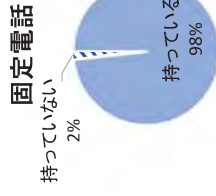
○配布枚数1,100 回収1,056

(男性436・女性620) 平均年齢76.1歳



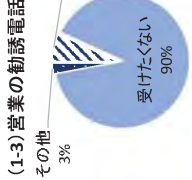
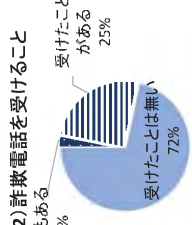
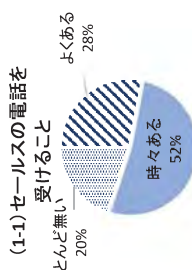
※★はP11～14にて具体的な意見を記載しています。
※未回答や複数回答がある為、総合計数と異なる箇所があります。

持っている	固定電話		携帯電話	
	はい	いいえ	持っている	持っていない
38	526	422	964	70



1. 迷惑電話について

(1-1)セールスの電話を受けること		(1-2)詐欺電話を受けること		(1-3)営業の勧誘電話に対して	
よくある	ほとんど無い	何度もある	受けたことある	受けたこと無い	その他
292	542	32	263	70	931

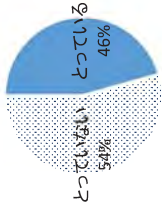


セールスの電話を受けたことがある方は、約8割。詐欺電話を受けたことがある方も3割弱いた。

2. 迷惑電話対策について

(2-1)対策をとっているか

とっている	とっていない
482	550

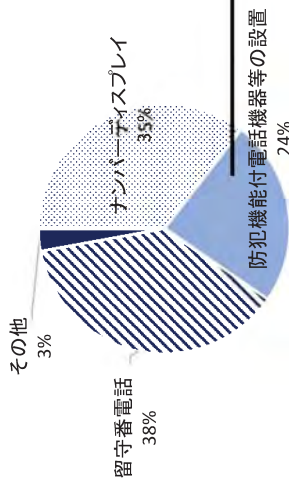


●対策をとっている方への質問●

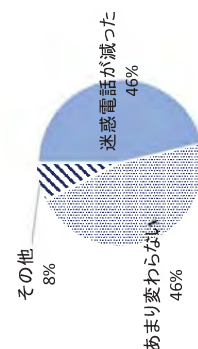
ナンバーディスプレイ	(2-2)どのような対策か		留守番電話	その他
	自動録音機	防犯機能付電話機器等の設置		
246	167	88	29	260

(2-3)それらの機能の効果は		(2-4)身近な方へ対策をすすめているか	
迷惑電話が減った	その他	はい	いいえ
178	177	217	179

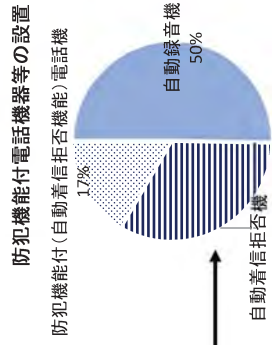
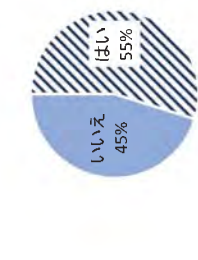
(2-2)どのような対策か



(2-3)それらの機能の効果は



(2-4)身近な方へ対策をすすめているか

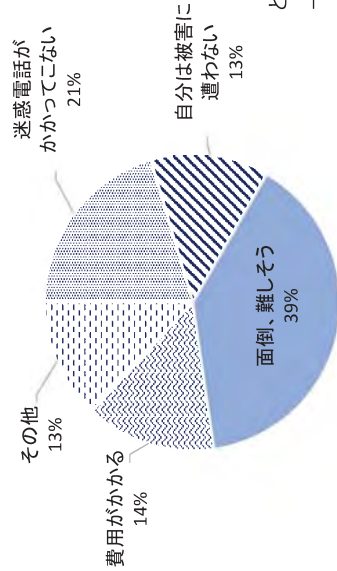


すぐに対策として活用できる「留守番電話機能」が約4割。続いて、有料ではあるが、電話機を新たに購入することなくNTTTに申込みするだけで対策がとれることから、意外と多くの方がナンバーディスプレイを取り入れていることがわかった。対策することによって、迷惑電話が減った方が約半数。何かの対策をすることは被害防止につながることを認識している。

3. 迷惑電話対策をとっていない方への質問

(3-1) 対策をとっていないのはなぜか			
迷惑電話がかかってこない	95	自分是被害に遭わない	60
迷惑電話がかかってくる	183	費用がかかる	66
面倒、難しそう	183	その他	61★

(3-1) 対策をとっていないのはなぜか

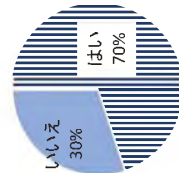


とっていない理由は面倒、難しそうが一番多い。面倒というのは、「できない」「したいけど面倒くさい」が含まれているはず。

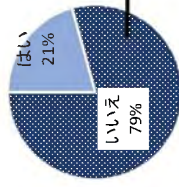
① ナンバーディスプレイ電話機の設置について

(3-2) この方法を知っていたか			
はい	320	いいえ	138
はい	91	いいえ	349
はい	47	利用料	169
はい	47	必要がない	21★

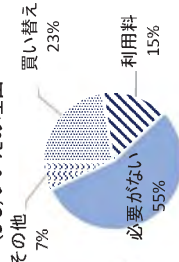
(3-2) この方法を知っていたか



(3-3) この方法を取り入れようと思うか



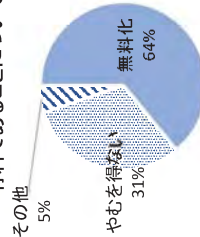
(3-3) 理由



(3-4) 固定電話のナンバーディスプレイが有料であることについて

無料化	279	やむを得ない	134
無料化	279	その他	23★

(3-4) 固定電話のナンバーディスプレイが有料であることについて



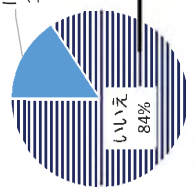
② 防犯機能付電話機等の設置について

(3-6) 自動録音機を取り入れようと思うか			
はい	223	いいえ	227
はい	72	いいえ	383
はい	71	役に立たない	14
はい	71	必要がない	227
はい	71	その他	22★

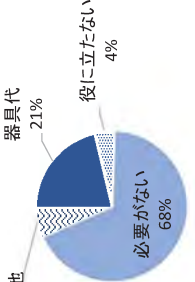
(3-5) このような機能があることは知っていたか



(3-6) 自動録音機を取り入れようと思うか



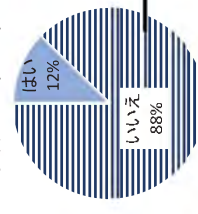
(3-6) 理由



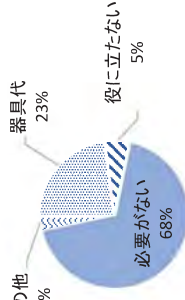
(3-7) 自動着信拒否機を取り入れようと思うか

(3-7) 自動着信拒否機を取り入れようと思うか			
はい	56	いいえ	397
はい	82	役に立たない	19
はい	82	必要がない	244
はい	82	その他	12★

(3-7) 自動着信拒否機を取り入れようと思うか



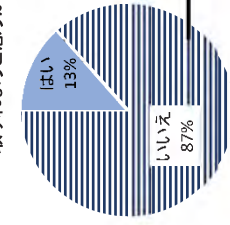
(3-7) 理由



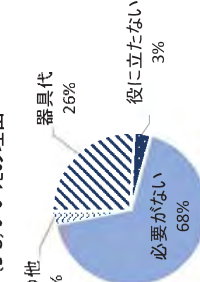
(3-8) 防犯機能付(自動録音機能)電話機を取り入れようと思うか

(3-8) 防犯機能付(自動録音機能)電話機を取り入れようと思うか			
はい	60	いいえ	387
はい	90	役に立たない	12
はい	90	必要がない	236
はい	90	その他	11★

(3-8) 防犯機能付(自動録音機能)電話機を取り入れようと思うか



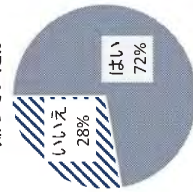
(3-8) 理由



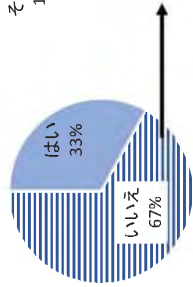
③留守番電話の使用について

(3-9)このような対策方法を 知っていたか	(3-10)取られようと思うか		
	はい	いいえ	その他
はい	325	125	28★
いいえ	144	292	204
			必要がない
			役に立たない

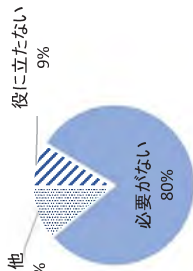
(3-9)このような対策方法を
知っていたか



(3-10)留守番電話を使用しての対策を
取られようと思うか



(3-10)いいえの理由



対策をとっていない方も、ある程度は防犯機能についての知識はあるが、取り入れる必要性を感じていない人がかなり多い。要は、自分は大丈夫だと思っている。しかしながら、留守番電話機能については、費用も掛からず難しさもないので、対策としても取り入れやすい。

★これからの課題★

- 1、留守番電話の設定を呼びかける
- 2、各研修会を利用して、高齢消費者被害防止啓発を強化する
 - ①迷惑電話対策については、専門知識のある企業に協力を願う
 - ②迷惑電話対策を丁寧に説明し、理解を深めてもらう
- 3、できれば「モデル老連」を指定し、より実践的な取り組みを推進する
- 4、高齢者の被害防止意識を高めるよう、今後も関係団体の協力を願う

STOP! 詐欺被害!

はじめよう!
詐欺撃退大作戦!



©2014 大阪府もずやん

いつも留守電話に!
知らない電話には出ない!

詐欺かもと思ったら**110番**

(一財)大阪府老人クラブ連合会
大阪府警察・大阪弁護士会
大阪府安全なまちづくり推進会議

電話機の近くにお貼りください。

カード預かる お金の話は**詐欺**!
詐欺に注意!



©2014 大阪府もずやん

SC大阪

受話器にお貼りください。

今すぐ!
電話機の近く、
受話器に貼って
ご利用ください!



私たち老人クラブは力を結集して、
高齢者の詐欺被害防止に取り組みます!

茨木市老人クラブ連合会

茨木警察署

協力団体

大阪弁護士会

SC大阪

大阪府安全なまちづくり条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の趣旨

大阪府安全なまちづくり条例は、犯罪による被害を防止することはもちろん、犯罪を発生させない環境づくりを行うことを基本に、府民一人ひとりが安全なまちの実現のため、ためめぬ努力を傾けることを決意し制定され平成14年3月に施行されました。

近年、特殊詐欺は、全国的に大きな社会問題となっており、一日あたり約1億円もの被害が生じているなど危機的な情勢にあります。

これに加え、高齢化が著しく進み、一方で地域社会の連帯意識の希薄化が指摘される現在、社会全体で特殊詐欺への対策が求められています。

大阪府においては、これまでも特殊詐欺の被害防止についての様々な施策を進めているところですが、より実効性のある被害防止対策を打ち出すべく、大阪府特殊詐欺対策審議会を設置し、専門的見地から調査・審議を重ねた結果、オール大阪で特殊詐欺の根絶に向けた取組の推進を図るためには、以下の内容について条例に盛り込むことにより対策を進めていく必要があると意見が一致しました。

以上の状況を踏まえ、大阪府安全なまちづくり条例の改正を行うものです。

2 改正の内容

<p>○特殊詐欺の根絶に向けた府民及び事業者等の努力義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆府民は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深め、府及び市町村が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策に協力するよう努めるものとする。 ◆事業者は、府及び市町村が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策並びに府民、その他の事業者及びこれらの者が組織する団体が実施する特殊詐欺の根絶に向けた自主的な活動に協力するよう努めるものとする。 ◆事業者は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深め、特殊詐欺の犯行の様態にかんがみ、犯行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるものとする。 ◆青少年の育成に携わる者は、青少年が特殊詐欺の犯行に加担しないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
<p>○特殊詐欺の根絶に向けた施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆府は、特殊詐欺の被害を防止するため、特殊詐欺の根絶に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。 ◆府は、市町村と連携して、府民及び事業者に対し、特殊詐欺の被害の防止に必要な広報及び啓発等の活動を行うものとする。 ◆府は、府民が特殊詐欺の犯行に加担しないよう、府民に対し、周知を図るものとする。

○特殊詐欺に関する通報等

- ◆府民は、次のいずれかに該当する場合には、警察官に通報するよう努めるものとする。
 - ・その言動から特殊詐欺の被害に遭いおそれがある者を発見したとき。
 - ・自己又は家族、親族、近隣住民その他の者が、特殊詐欺と疑われる電話、郵便物等を受けたとき。
- ◆事業者は、特殊詐欺の犯行の様態にかんがみ、犯行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の被害に遭いおそれがある者を発見した場合又は特殊詐欺の犯行に係る行為を行っていると思われる者を発見した場合は、警察官に通報するとともに、当該被害に遭いおそれがある者の注意を喚起するよう努めるものとする。

○建物の貸付けに係る規制及び措置

- ◆何人も、自己が貸付けをしようとする府の区域内に所在する建物が特殊詐欺の用に供されることとなることを知って、当該貸付けに係る契約をしてはならない。
- ◆建物の貸付けをしようとする者は、当該貸付けに係る契約の前に、当該契約の相手方に対し、当該建物を特殊詐欺の用に供するものでないことを書面により確認するよう努めるものとする。
- ◆建物の貸付けをしようとする者は、当該貸付けに係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - ・契約の相手方は、当該建物を特殊詐欺の用に供してはならないこと。
 - ・当該貸付けに係る建物が特殊詐欺の用に供されていることが判明したときは、当該貸付けをした者は、催告をすることなく当該契約を解除することができること。
- ◆建物の貸付けをしようとする者が、上記に規定する措置を講じている場合において、当該貸付けに係る建物が特殊詐欺の用に供されていることを知り、当該行為が当該建物の貸付けに係る契約における信頼関係を損なうときは、当該貸付けに係る契約を解除し、又は当該建物の明渡しを申し入れるよう努めるものとする。

○建物の貸付けの代理又は媒介に係る規制及び措置

- ◆建物の貸付けの代理又は媒介をする者は、当該代理又は媒介に係る建物が特殊詐欺の用に供されることとなることを知って、当該建物の貸付けに係る契約の代理又は媒介をしてはならない。
- ◆建物の貸付けの代理又は媒介をする者は、当該建物を貸付けようとする者に対し、上記建物の貸付けをしようとする者に係る努力義務を実施することを助言するよう努めるものとする。

<p>○旅館営業者等の営業に係る規制及び措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆旅館営業者等は、当該業を営む施設が宿泊しようとする者により特殊詐欺の用に供されることとなることを知って、当該施設に宿泊させてはならない。 ◆旅館営業者等は、当該施設が特殊詐欺の用に供されていることを知ったときは、当該宿泊者に対し、当該施設からの退去を求めよう努めるものとする。 <p>○架電先リスト（名簿）対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆何人も特殊詐欺の用に供されることを知って、個人情報データベース等を提供してはならない。 ◆個人情報取扱事業者のうち第三者に個人情報データベース等を有償で提供することを業とする者は、第三者に個人情報データベース等を提供するに際し、個人情報の保護に関する法律第二十五条第一項に規定する記録の作成等を行う場合は、運転免許証の提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、公安委員会規則で定める事項の確認を行うよう努めるものとする。 ◆上記の確認を行った者は、公安委員会規則で定めるところにより、当該確認にかかる記録を作成し、当該記録を作成した日から三年間保存するよう努めるものとする。

3 施行期日（予定）
平成31年6月1日